

講習内容に係る要件等の確認手続について（案）

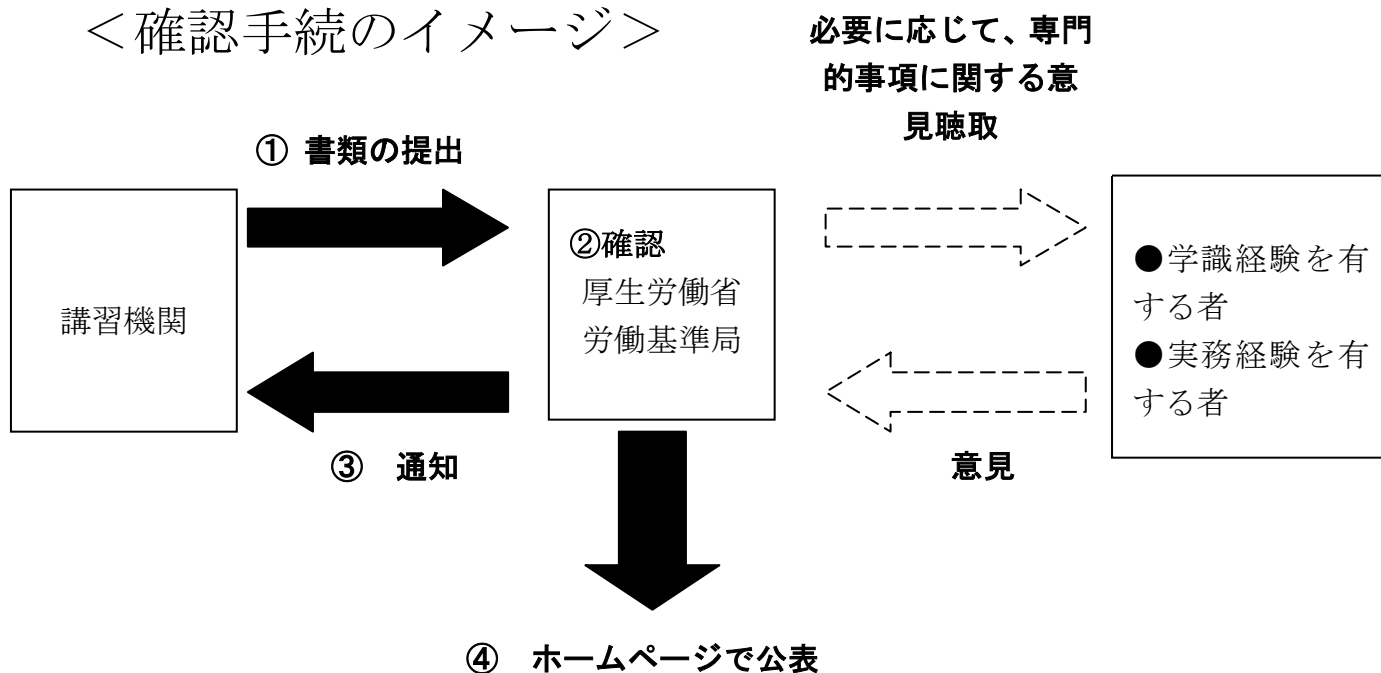
1 提出書類の確認について

- 厚生労働省労働基準局長は、講習機関からの講習実施規程、テキスト等の提出書類を受理したときは、速やかに「講習内容に係る要件」、「修了試験に係る要件」及び「講習機関が満たすべき要件」を満たしているか否かの確認を行うこととする。
- 確認に際しては、必要に応じて、仕事と生活の調和に関し学識経験を有する者又は実務経験を有する者の意見を聴くこととする。

2 周知について

- 確認の結果、上記要件を満たしている場合は、当該講習機関に対し文書により通知するとともに、当該講習機関名及び講習名を厚生労働省ホームページにおいて公表する。

<確認手続のイメージ>



3 講習の確認の有効期間について

- 確認の有効期間は、原則として確認日から3年間とする。

4 講習実施状況等に関する書類の提出について

- 講習機関は、有効期間中の講習の実施状況等に関する報告のため、毎年度当初、
 - ・前年度における講習の実施状況等
 - ・当該年度における講習の実施計画を厚生労働省労働基準局長に提出すること。
- 講習機関は、厚生労働省労働基準局長から講習の実施に関し必要な資料の提出を求められたときは、速やかに当該資料を提出すること。

5 講習の廃止について

- 講習機関は、確認を受けた講習を廃止するときは、あらかじめ、廃止の時期及び理由を明記した書類を厚生労働省労働基準局長に提出するとともに自社のホームページなどで公表すること。

6 講習の変更及び取消しについて

- 講習機関は、名称、所在地、講習実施規程等を変更するときは、変更内容及びその理由を記載した書類を厚生労働省労働基準局長に提出すること。
- 厚生労働省労働基準局長は、講習機関が次の事項に該当するときは、確認を取り消すことができる。

(例)

- ・ 「講習内容に係る要件」等を満たさなくなったとき。
- ・ 確認手続きに関し、不正の行為があったとき。
- ・ 講習を適正かつ、確実に実施できないと認められるとき。

7 情報発信サイトへの登録手続の教示について

- 講習機関は、講習修了者に対し、情報発信サイトへの登録の手続について教示すること。

(注) 助成金の支給申請等に必要の手続については、今後、細部の検討を行うものとする。